



「立坑構築機」事件
(知財高判令和2年3月24日 令和元年(行ケ)第10102号¹⁾)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。
- (2) 裁判所は、引用発明1に引用発明2を適用することについて阻害要因があるから、本件発明は、引用発明1及び引用発明2に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではないと判断した(特許庁審決の判断を支持)。

対象特許(特許第364724号²⁾)

【請求項1】

ベースフレームに昇降且つ回転可能に支持され、円筒状部材の外周部に着脱される把持機構と、この把持機構を駆動する回転駆動装置とを備えた立坑構築機において、前記ベースフレームは組立可能に複数に分割された分割フレームを備え、前記把持機構は、それぞれの両端部を各々接続して環状の歯車付ベアリングを構成する複数に分割された円弧状ベアリング片を備えていることを特徴とする立坑構築機。

引用発明1との相違点に係る構成

請求項1に係る本件発明と引用発明1(特開平9-203038号公報³⁾)との相違点は、次の表の通りである。

	本件発明	引用発明1
相違点	把持機構は、それぞれの両端部を各々接続して環状の歯車付ベアリングを構成する複数に分割された円弧状ベアリング片を備えている。	「旋回ベアリング6」が「外歯歯車6c」を有し、また「昇降フレーム4」が「旋回ベアリング6」を固定する「取付座4a」を分断するように「分割」されるものの、「旋回ベアリング6」自体は分割されないとともに、「それぞれの両端部を各々接続して環状の歯車付ベアリングを構成する複数に分割された円弧状ベアリング片」は備えていない。

引用発明2

引用例2(特開昭59-55988号⁴⁾)には、「種々の径のケーシングチューブに対応することができる現場打杭に使用されるオールケーシング工法用回転式ボーリングマシンであり、操作部1およびクランプ部2より成り、クランプ部2は、複数個に等分割され、締付拡大可能に取り付けられた円形状の割クランプ3、割クランプ3の内側に割クランプ3に対応して複数個に等分割され、締付拡大可能に取り付けられた円形状の割ライナー4、…(中略)…割クランプ3および割ライナー4を締め付けるための締付ジャッキ5を具え、割ライナー4と割クランプ3とは、…回転可能に支承されており、割ライナー4は、締付ジャッキ5によるクランプ3の締め付けによって、…種々の径のケーシングチューブをクランプすることができ、作動時には、所要径のケーシングチューブを割ライナー4の内側に入れ、締付

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5344

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2001-174863/4C47D25C29B3F3D8E45C54229D05077312C1C2491194F3CA52DEC683201FBE83/10/ja>

³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-H08-034372/7E7668623A55D0ECE08583091F712B8AB875779D94056B42CA656557F7C3CD07/10/ja>

⁴ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-S57-164570/A35BF151BD6F40377DB639E0AA78CA9FD2D830DBD99C52300CE780A72EFF91FB/10/ja>

ジャッキ5により割クランプ3および割ライナー4を締めつけてケーシングチューブを固定し、駆動源12の作動により割ラック歯車6を回転させることにより、割ライナー4に固定されたケーシングチューブを回転させ、ケーシングチューブを土中に押入する時には、押入引抜用ジャッキ19により荷重をかけることができ、所定量押入したら、ケーシングチューブのやや上方を割ライナー4により再びチャックし、押入操作を繰り返す、小さな力で施工が可能になったことから小型化され、搬入困難な場所でも分解搬入が可能である、オールケーシング工法用回転式ボーリングマシン。」(裁判例では「引用発明2」と称されている。)が記載されている。

裁判所の判断

引用発明1に引用発明2を適用することについて、裁判所(知財高裁)は、次のように判断した。

引用発明1は、大口径の鋼管杭(ケーシング)の圧入、引抜きを行うための回転式ケーシングドライバに関し、引用発明2は、種々の径のケーシングに対応することができ、現場打杭に使用される回転式ボーリングマシンに関するから、両発明の技術分野は共通する。しかし、引用発明1では、小さく分割することでその輸送を容易にしながら、ケーシングドライバの大型化を図ることのできる構造の、昇降フレームを提供することを目的とするのに対し、引用発明2では、種々のケーシングチューブに適用し、掘削排土及びケーシングチューブの回転の両操作を同時に行うことのできる回転式ボーリングマシンを提供することを目的とするので、両発明の目的は異なる。また、引用例1には、引用発明1の把持機構(旋回ベアリング6、回転リング7、及びバンド装置14)に代えて、引用発明2の把持機構(クランプ部2)を採用することに関する記載も示唆も認められない。そうすると、引用発明1に引用発明2を適用することについて、直ちに動機付けがあると評価することはできない。そこで、更に両発明の構成をみると、引用発明1の「旋回ベアリング6、回転リング7、及びバンド装置14」と引用発明2の「クランプ部2」は、いずれもケーシングの回転及び把持の機能を有する点において共通する。しかし、上記の目的の相違に対応して、引用発明1の「昇降フレーム4」は、旋回ベアリング6を取り付ける「取付座4a」を分断するように分割する構成を有し、その「取付座4a」のサイズは一定であり、種々の径の旋回ベアリング6を固定できるよう拡大や縮小が可能なものではないのに対し、引用発明2の割ライナー4及び割クランプ3は、種々の径のケーシングチューブをクランプするために締付拡大可能なものであり、回転駆動される割ライナー4、及び割ライナー4を回転可能に支承する側の割クランプ3の両者が、締付ジャッキ5の動作によってその径を変更することのできるものである。このような引用発明2の割ライナー4及び割クランプ3を、旋回ベアリング6の径の変更に対応するための構成を有しない引用発明1の「昇降フレーム4」上の「取付座4a」にそのまま取り付けることはできないから、引用発明1に引用発明2を組み合わせるためには、分割可能な「昇降フレーム4」及び「取付座4a」という引用発明1の構成自体を変更する必要があるが生じる。そうすると、引用発明1に引用発明2を組み合わせることについては、これを阻害する要因があるというべきである。(下線は筆者による)

まとめ

本件では、裁判所は、引用発明2の構成を、引用発明1に適用するには、引用発明1の構成自体を変更する必要があるから、引用発明1に引用発明2を組み合わせる阻害要因があると判断した。本件判決で示された考え方を適用し、引例の組合せができないと反論できる場合があると思われる。この意味で、本件判決は参考になる事例である。

キーワード 特許、進歩性(29条2項)、引用発明の適用、組み合わせ、阻害要因、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 佐々木 真人

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。